

唐津市公告

唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの民間譲渡先選定プロポーザル手続開始の公告について

公募型プロポーザル方式により事業者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの民間譲渡先選定プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

令和8年10月23日

唐津市長 峰 達 郎



1 概要

(1) 公募名

唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの民間譲渡先選定プロポーザル

(2) 目的

この公募型プロポーザルは、公共施設再配置計画に基づき施設を民営化又は用途廃止するにあたり、国民宿舎虹の松原ホテルの設置目的を可能な限り遵守しながら本市の活性化に資するような優れた企画能力や経営能力のある民間事業者等を選定することを目的に実施するもの。

(3) 施設概要

- ア 施設名称 唐津市国民宿舎 虹の松原ホテル
- イ 所在地 唐津市東唐津四丁目189番地
- ウ 敷地面積 6,413.22平方メートル
- エ 延床面積 4,068.883平方メートル
- オ 建築年度 平成7年
- カ 建物構造 鉄筋コンクリート造

(4) 譲渡予定時期

令和9年11月頃

(5) 譲渡条件

- ア 建物 有償譲渡（最低譲渡価格4,020,500円）

イ 物品 無償譲渡

2 参加要件

(1) 応募者は、1者単独の事業者又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(2) 共同企業体による応募の要件は、次のとおりとする。

ア 応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して行う構成員をあらかじめ1者定めること。

イ 参加申込書の提出期限後は、原則として構成員の変更及び追加は認めない。

ウ 構成員は、他の提案を行う共同企業体の構成員になることはできない。

(3) 次のいずれにも該当しないこと（応募者が共同企業体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと。）。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させることができない事由等）に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 国税及び地方税の滞納者

エ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び唐津市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び唐津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (ウ) 暴力団員等（唐津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であると認められる者
- (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用していると認められる者
- (ク) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項に掲げる処分を受けている団体、若しくは過去に受けたことがある団体、及びこれらの団体に所属している者
- (4) 本プロポーザル手続き開始の公告日から審査委員会までの間、唐津市から唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止措置要綱（平成26年告示第59号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者（応募者が共同企業体であるときは、その構成員全てが受けていないこと）
- (5) 関係法令を遵守すること。

3 失格事由

- (1) 参加要件を満たさなくなった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 実施要領に定める様式で提出されない場合
- (4) 実施要領に掲げる提出方法、提出先及び提出期限に適しない場合
- (5) プロポーザル参加申込書、企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) プロポーザル参加申込書、企画提案書等に虚偽の記載がされた場合

- (7) 実施要領に定める最低譲渡価格に満たない買取価格が提示された場合
- (8) 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第1から別表第3までの各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する行為が認められた場合

4 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、唐津市国民宿舎虹の松原ホテルの民間譲渡先選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 審査

応募者から提出された企画提案書等により書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、その得点順位により、最優秀提案者を決定する。

5 結果の通知

審査の結果については、応募者全員に対し書面にて通知する。

6 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、唐津市ホームページにおいて3年間公表するものとする。

7 手続等

(1) 事務局

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

大手口センタービル5階

唐津市商工観光部観光課

電話番号 0955-72-9127

電子メール kankou@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <https://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 本プロポーザルに係る書類等の取得

ア 取得方法

本プロポーザルに係る書類等は、唐津市ホームページにおいてダウンロード

ドすること。

(3) 企画提案書等の受付

ア 受付期間

令和9年2月12日（金）から令和9年2月26日（金）まで

（持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

イ 提出方法

事務局に持参又は郵送（郵送の場合は、当日消印有効）

ウ 提出部数

正本1部 副本9部

(4) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング（非公開）

実施予定日 令和9年4月頃（場所及び時間は、別途通知）